2．実施する各施策の基本目標

母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の自立を図るためには、①子育てや生活支援策、②就業支援策、③養育費の確保策、④経済的支援策を総合的かつ計画的に展開することが不可欠であり、これを積極的に推進する。これにより、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の収入状況、就業状況、養育費取得状況等の生活状況の好転を図る。

⑴　子育てや生活の支援策

母子家庭の母及び父子家庭の父が、安心して子育てと就業・就業のための訓練との両立ができるよう、保育所等の優先的利用等、保育サービスの提供、公営住宅の積極的な活用の推進等、子育てや生活の面での支援体制の整備を促進する。

また、地域の相互扶助による子育てや生活の面での支援を推進する。

⑵　就業支援策

母子家庭及び父子家庭並びに寡婦が十分な収入を得ることができ、自立した生活をすることができるよう、職業能力向上のための訓練、効果的な就業あっせん、就業機会の創出等を実施するなど、就業面での支援体制の整備を促進する。

⑶　養育費の確保及び面会交流に関する取り決めの促進

母子家庭及び父子家庭の児童が必ず養育費を取得できるよう、養育費の支払についての社会的気運の醸成、養育費や面会交流についての取り決めの促進を図るなど、養育費確保面での相談体制の整備を促進する。また、面会交流は、基本的には子どもの立場からその実施が望ましいことから、児童虐待や配偶者からの暴力等により面会交流が適切でない場合があることや養育費相談とは異なる専門性が必要であること等に留意の上、相談に対応すること等により、面会交流の取り決めの促進を図る。

⑷　経済的支援策

母子家庭及び父子家庭にとって重要な経済的な支えとなっている児童扶養手当制度を利用しやすくするために、制度について積極的に情報提供を実施する。また、母子父子寡婦福祉資金貸付金制度を利用しやすくするために、制度について積極的に情報提供を実施するとともに、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の実態等に対応した貸付金制度の整備及びその適正な実施、関係職員に対する研修の実施等により、経済面での支援体制の整備を促進する。

3．母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の生活の安定と向上のために講ずべき具体的な措置に関する事項

⑴　国等が講ずべき措置

①　公共職業安定所における就業あっせん（公共職業訓練の受講あっせんを含む。）

ア　母子家庭の母及び父子家庭の父に対して、関係機関と連携し、きめ細かな職業相談・職業紹介等を実施する。また、マザーズハローワーク等においては、子育てをしながら就職を希望する女性等に対して、個々の希望やニーズに応じたきめ細かな就職支援を実施する。

イ　母子家庭等就業・自立支援事業の円滑な実施のため、母子家庭等就業・自立支援センターや市等の求めに応じて、必要な求人情報の積極的な提供を行う。

ウ　生活保護受給者等の就労・自立の促進

児童扶養手当又は生活保護を受給している母子家庭の母及び父子家庭の父に対して、公共職業安定所と福祉事務所が連携して、個々の対象者の状況、ニーズ等に応じた就労支援を実施する。

②　公共職業訓練の実施

公共職業安定機関等と連携し、母子家庭の母及び父子家庭の父を含めた求職者がその職業能力の開発及び向上を図ることを促進するため、託児サービスを付加した職業訓練や就労経験の少ない者にビジネスマナー講習等を行う準備講習をセットにした職業訓練等個々の求職者の特性に配慮した公共職業訓練を実施する。

③　求職者支援制度の活用

雇用保険を受給できない母子家庭の母及び父子家庭の父などの求職者に対して、無料の職業訓練を提供し、一定の要件を満たす場合に当該職業訓練を受けることを容易にするための給付金を支給し、あわせて、公共職業安定所における積極的な就職支援を実施する。

④　ジョブ・カード制度の推進

母子家庭の母及び父子家庭の父などの職業能力形成機会に恵まれない者の安定雇用への移行等を促進するため、ジョブ・カードを活用したキャリア形成支援を行い、必要な者には座学と企業における実習を組み合わせた実践的な職業訓練の受講を推進する。

⑤　特定求職者雇用開発助成金の活用

母子家庭の母及び父子家庭の父など就職が困難な求職者を雇い入れる事業主に対する特定就職困難者雇用開発助成金について、事業主に対する周知を徹底するなどにより、その活用を推進する。

⑥　試行雇用を通じた早期就職の促進

母子家庭の母及び父子家庭の父に実践的な能力を取得させるなどにより、早期就職を促進するための短期の試行雇用を実施する。

⑦　助成金を活用した正規雇用への転換等の促進

正規雇用への転換等を促進するための助成金を活用し、母子家庭の母及び父子家庭の父の雇用の安定化を促進する。

⑧　厚生労働省関係機関等における母子家庭の母及び父子家庭の父の雇用の促進

厚生労働省の本省や外局、関係機関において、母子家庭の母及び父子家庭の父の雇入れを促進するように努めるとともに、厚生労働省以外の府省庁、社会福祉関係団体、公益法人等関係団体に対して雇入れの要請を行う。

⑨　事業主に対する母子家庭の母及び父子家庭の父の雇用に関する啓発活動等の推進

事業主に対し、母子家庭の母及び父子家庭の父の雇用について理解を深めてもらうための啓発活動や、母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の促進に向けた協力の要請を積極的に推進する。

⑩　都道府県及び市町村、企業等における母子家庭の母及び父子家庭の父の雇用に関する好事例の周知

母子家庭の母及び父子家庭の父を積極的に雇用するなど、都道府県及び市町村や企業における母子家庭の母及び父子家庭の父の雇用に関する好事例について、情報を収集し、その提供を行う。

⑪　母子・父子自立支援プログラム策定等事業の支援

母子・父子自立支援プログラム策定等事業がより多くの都道府県等及び市等で実施されるよう、母子家庭の母及び父子家庭の父の就業意欲の醸成や就業促進につながる各種情報を提供する。

⑫　母子家庭等就業・自立支援事業の支援

母子家庭等就業・自立支援センター事業及び一般市等就業・自立支援事業を実施している都道府県等及び市等に対し、母子家庭の母及び父子家庭の父の就業促進につながる各種情報を提供する。

⑬　母子・父子福祉団体等の受注機会の増大への努力

母子・父子福祉団体等母子家庭の母及び父子家庭の父の福祉の増進を主たる目的とする団体が、母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の促進につながる業務をより多く受注できるよう、国並びに母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法第六条の法人を定める政令（平成25年政令第３号）に定める独立行政法人及び特殊法人が物品やサービスを購入する場合には、予算の適正な使用に留意しつつ、優先的に母子・父子福祉団体等から購入するように努める。